

土地区画整理事業に係る固定資産税・都市計画税の減免要綱

(平成8年3月29日)

沿革

平成11年4月1日① 平成16年4月1日② 平成24年4月1日③ 令和3年4月1日④

(趣旨)

第1条 土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業であるが、施行区域内の土地所有者は長期間にわたって所有土地の利用に制約が課されることとなることから、その事業の公共性にかんがみ、西宮市市税条例施行規則第17条第5項第5号の規定及びこの要綱の定めるところにより、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を減免するものとする。

(減免の対象事業)

第2条 減免の対象となる土地区画整理事業又は住宅改良事業は、市施行による土地区画整理事業（特に公共性が高いと市長が認める組合施行の事業を含む。以下「事業」という。）とする。ただし、この要綱の実施の日において終了している事業は除くものとする。

④

(減免の期間)

第3条 減免の期間は次のとおりとする。

1 土地区画整理事業に係るもの

(1) 土地

ア 始期

(ア) 法第98条に規定する仮換地の指定がなされたもののうち、当該仮換地及び従前地の使用収益がいずれもできないもの

当該従前地の使用収益の停止の日

(イ) 宅地化する農地等で、施行者と当該土地権利者との間における当該事業に係る起工の承諾（以下「起工承諾」という。）の契約にもとづき、仮換地の指定がされることなしに使用収益が停止されたもの

当該契約により、当該土地の使用収益が停止された日

(ウ) 換地を定めないこととされた土地において、法第100条に規定する使用収益の停止がされた土地

当該土地の使用収益の停止の日 ①

イ 終期

次の各号に該当する日のうち、いずれか早い日

- (ア) 法第103条第4項に規定する換地処分があった旨の公告があった日
- (イ) 法第98条第4項に規定する仮換地の指定の効力発生の日（当該効力発生の日とは別に法第99第2項の規定により当該仮換地について使用収益が開始できる日が定められた場合においては当該開始の日）
- (ウ) 法第76条第1項に規定する建築行為を行うことの許可がなされた日 ①

(2) 家屋

法第77条の規定又は起工承諾により除却されることとなったもの
明渡し又は除却がされた日以後

(3) 償却資産

土地区画整理事業の施行区域内にあることから従前の建物、施設等での事業の継続が困難となった事業に係る償却資産のうち、次の各項目のいずれかに該当すると市長が認めるもの

事業の用に供しなくなった日以後

- (ア) 土地区画整理事業の実施に伴い廃止されることとなった事業の用に供していた償却資産
- (イ) 土地区画整理事業の実施に伴い移転して継続することとなった事業に係る償却資産のうち、移転することができないことから当該事業の用に供することができなくなった事業用造作設備等 ①

(減免額の算定)

第4条 減免額は、当該土地又は家屋若しくは償却資産に係る固定資産税等相当額のうち、第3条に定める減免の期間中に到来する納期限に係る納付額（減免対象納付額）とする。減免対象納付額の算定その他の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税の減免の取扱い（共通的事項）について（昭和62年）」によるものとする。①

(減免の申請)

第5条 本要綱の規定による減免の適用については、当該区画整理事業を所管する課の長又は住宅改良事業を所管する課の長がその対象者等について取りまとめ、提出したものにに基づき、当該税務を所管する課の長がこれを決定するものとする。②③

(雑則)

第6条 この要綱の規定の具体的な取扱いについては、別に定める取扱要領によるものとする。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日より実施し、平成8年度分の固定資産税及び都市計画税から適用する。

付 則（平成11年4月1日①）

この要綱は、平成11年4月1日より実施する。

付 則（平成16年4月1日②）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則（平成24年4月1日③）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則（令和3年4月1日④）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。